



北上記者クラブ加盟者 各位

 **北上市** KITAKAMI CITY

令和3年12月6日

健康こども部子育て支援課育児支援係

電話：72-8261（直通）

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（先行給付金）を支給します

—0歳から高校3年生までの子どもに1人当たり5万円を支給—

国において閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の中で、18歳以下の児童を養育する者に対して、対象児童一人当たり10万円（相当）の臨時給付金の支給が盛り込まれ、そのうち5万円を先行給付として現金で、残る5万円をクーポンを基本として支給することとされました。

北上市では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、その影響が多くの人々に及ぶ中、子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、先行給付として対象児童一人当たり現金5万円の特別給付金を支給します。

1 給付金の概要

(1) 対象児童

ア 令和3年9月分の児童手当（特例給付を除く）の対象となっている児童

イ 9月30日時点で高校生（平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれ）の児童

ウ 令和4年3月31日までに生まれた児童手当（特例給付を除く）の支給対象者（新生児）

(2) 対象児童数（見込み）

14,268人

(3) 給付額

対象児童一人当たり5万円

2 支給方法

| 区分 | 対象者 | 支給時期 |
|-------------|---|--|
| 申請不要で受け取れる方 | ① 令和3年9月分の児童手当を受給した方 ② 高校生を養育していて、そのきょうだいが児童手当を受給している方 ③ 新生児を養育する方 ※いずれも公務員を除く | 令和3年12月27日振込予定 ※児童手当の登録口座へ振込みます。 ※新生児については児童手当の認定手続き後に支給します。 |
| 申請が必要な方 | ① 高校生のみを養育している方 ② 児童手当を職場から受給している公務員の方 | 令和4年1月以降 ※市ホームページ等で手続き方法をお知らせし、可能な限り早期に、申請に基づき支給します。 |

3 その他

残る5万円（クーポン）の支給については、今後、国の具体的な制度設計に従い、早期に対応します。